

非居住者企業に係る所得税の源泉徴収問題

担当：許 海波・平出

10月に国家税務総局より「非居住者企業に係る所得税の源泉徴収問題の公告」（国家税務総局公告2017年第37号、以下省略「新公告」または「37号公告」）が公布され12月1日より施行されます。

この新公告は、非居住者企業の中国国内における工事の請負と役務提供にかかる所得以外の源泉徴収事項に対して適用されます。（非居住者企業の中国国内における工事の請負と役務提供にかかる所得については、2009年3月1日から施行の国家税務総局令第19号などの従来規定が適用されます）。

新公告の主な内容と従来規定との変更点は下記のとおりです。

番号	事項	新公告(37号公告)	従来規定
①	適用範囲	非居住者企業の中国国内の工事業務の請負と役務提供以外の源泉徴収事項に適用する。非居住者企業の下記の所得を含む。 1) 不動産譲渡による所得 2) 権益性投資資産の譲渡による所得 3) 配当金など権益性投資による所得 4) 利息所得、リース料所得、特定権利使用料所得	-
②	契約備案	税務機関に契約備案を要求される場合を除き、契約書の備案が不要になる。	「国税発[2009]3号」(*)第五条規定により、源泉徴収義務者は非居住者企業と源泉徴収事項に関わる業務契約書を締結するたびに、契約書の締結日(契約書の修正、補充、延期を含む)から30日以内に、「企業所得税源泉徴収契約備案登記表」、契約書のコピー及びその他資料を所轄税務局に届け出る。
③	税金清算手続き	複数回に分割して送金を行なう内容の契約項目について、源泉徴収義務者は税金清算手続きを行う必要がない。	「国税発[2009]3号」(*)第十八条規定により、複数回送金の契約項目について、源泉徴収義務者は最終送金前の15日以内に、契約書の送金明細、過去の源泉徴収表及び納税済証憑など資料を所轄税務局に提出し、税金源泉徴収清算手続きを行う。
④	投資収益納税時点	配当金など権益性投資収益について、税金源泉徴収義務発生日は配当金など権益性投資収益の 実際支払日 とする。	「国家税務総局2011年24号公告」(*)規定により、 利益処分 の決定日に所得税を源泉徴収する必要がある。 実際の支払日が利益処分の決定日より前の場合には、実際の支払日に所得税を源泉徴収する必要がある。

番号	事項	新公告(37号公告)	従来規定
⑤	分割回収方式による財産譲渡収入の納税時点	分割方式で財産(持分を含む)譲渡収入を回収する場合、分割方式での納税が可能。 代金の回収について、まずは投資原価の回収として処理し、投資原価を全額で回収した時点から譲渡所得の納税義務は発生する。	
⑥	源泉徴収義務者が税金を源泉徴収していない場合	源泉徴収義務者が法に基づく税金源泉徴収をしていない、または源泉徴収義務を履行できない場合には、所得を稼得する非居住者企業が所得発生地の税務局に税金を申告・納付する。 非居住者企業が規定に基づく税金を申告・納付していない場合には、税務局は期限を確定して、その期限内に納税するよう非居住者企業に命じることができ、非居住者企業は税務局が確定した期限内に税金を申告・納付する必要がある。また税務局が期限内に納税するよう命令を出す前に、非居住者企業が納税した場合には、期限内に納税したものと見なす。	「国税函[2009]698号」(*)規定により、非居住者企業は中国居住者企業の持分を譲渡する場合、契約書、協議が約定した持分譲渡日から(譲渡者が事前に持分譲渡収入を取得する場合には、実際の収入取得日から)7日以内に、持分譲渡される中国居住者企業の所轄税務局(当該居住者企業の企業所得税の徴収・管理税務機関)に所得税を申告納付する必要がある。

上記表⑤に関する説明：

本公告第七条第三款の規定により、非居住者企業が分割回収の方式を採用し、所得税を源泉徴収すべき同一項目の財産譲渡所得の回収を行なう場合、代金の分割回収について、まずは財産投資の原価の回収として処理し、投資原価相当額を回収した時点から所得税を計算し、源泉徴収します。

なおこの規定とは別に、5万ドルを超える外貨送金については、「国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013年第40号」に基づく「支払備案登記」が従来通り対外送金を行う前に必要となります。

上記表中の「従来規定」で(*)を付した下記規定は2017年12月1日付け全文または一部廃止

- ① 国税発(2009)3号 全文廃止
- ② 国家税務総局 2011年24号公告 第五条、第六条廃止
- ③ 国税函(2009)698号 全文廃止

以上